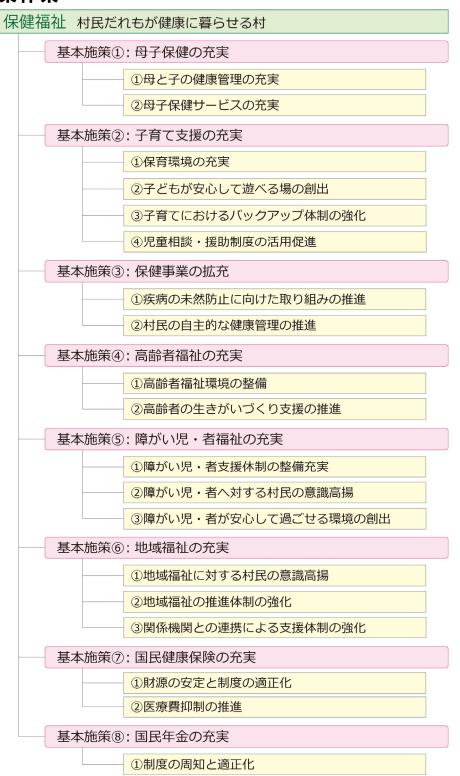
第5節 保健福祉 村民だれもが健康に暮らせる村

(1)基本目標

村内への人口流入や出生数の増加等による人口増加を踏まえ、子育て支援、介護サービス、高齢者の生きがいづくり、障がい児・者への支援体制等の充実を図るとともに、村民、行政、事業者が連携し、地域で福祉を支える仕組みを構築します。また、乳幼児健診の充実や高齢者の要介護状態への予防、生活習慣病対策などの健康管理体制の充実に努め、保健、医療、福祉の連携による総合的な取り組みにより、乳幼児から高齢者まで、すべての村民が健康に暮らせる村づくりに努めます。

(2)施策体系



基本施策①:母子保健の充実

【現状と課題】

近年、本村の人口増加に伴い、村内での妊娠・出産も増加傾向にあります。しかし、核家族化の進行や都市化、働く女性の増加等による子育て環境の変化、地域の中での人と人とのつながりの希薄さから、育児に対する不安も増大しています。特に、少子化、高齢化社会の中で将来的に豊かな社会を形成していくためには、母子の生活の質を高め母子の健康増進のための施策を推進する必要があります。

本村では、乳幼児健診の対象者が増加していることから、実施回数や職員数の増加を図り、充実した健診体制の構築が必要です。一方で、近年になって、健診の受診率が減少している状況であり、特に乳児一般健診では、沖縄県全体の受診率を下回っていることから、広報活動等により、受診率の向上を図る必要があります。

【実施施策】

①母と子の健康管理の充実

- ●乳幼児の各発達段階に応じた健診を行うとともに、疾病などの早期発見に努めます。
- ●近年の出生数及び転入者の増加に応じて、健診回数の増加に努めます。
- ●児童医療費の該当年齢の引き上げに努めます。

②母子保健サービスの充実

- ●妊婦健康診査を充実し、妊婦の健康管理と保健指導に努めます。
- ●母子保健推進員の活動を支援し、産後の母子の健康や乳幼児期の育児についての指導・相談を拡充させます。
- ●妊産婦の産前産後の不安を和らげ、母子の精神孤立を防止するための各種相談 や栄養士による貧血対策等の指導強化に努めます。
- ●乳幼児・未就学児の医療費の立て替え負担を軽減するため、直接支払い制度の 導入を検討します。
- ●医療費や補助の有無などについての相談窓口を開設します。
- ●入院以外の子どもの医療費助成について拡大に努めます。



基本施策②:子育て支援の充実

【現状と課題】

子育て支援は、次代を担う児童を心身ともに健全な人材として育成支援するため、児童を取り巻く家庭や社会環境の変化などに対応した施策の拡充が求められています。これまでも社会福祉協議会と連携した生活相談の実施、次世代育成支援行動計画の策定、吉の浦保育園の開園をはじめとする保育事業の推進、児童公園の整備事業、障がい児に対する援護業務、延長保育など多面にわたって推進してきました。特に、相談専門支援員を担当課へ派遣することにより、相談機能の充実に努め、また、発達支援の相談体制を強化するため、心理相談員の派遣に取り組んでいます。

また、本村では、出生数が増加傾向にあるため、増加する待機児童の改善とともに、さらなる保育施設の充実と子どもの遊び環境の改善が課題となっています。また、障がい児保育の充実や育児サークルの推進により、保護者の不安解消に努めることが必要です。

さらに、母子父子世帯に対しては、生活相談・指導をはじめ、経済的自立を促進するために、職業安定所との連携による就職指導や医療費助成などの支援策を進めてきました。今後も、母子会等への活動支援の継続、相談支援員の能力向上のための研修体制の確立、関係部署との連携等を図りながら、より充実したバックアップ体制を構築することが必要です。

【実施施策】

①保育環境の充実

- ●待機児童対策として、認可保育園への助成により、設置件数の増加を検討します。
- ●既存の保育所施設の維持管理の強化 と整備拡充や教材・備品の改善を図 ります。
- ●要保育児童数の動向や村民ニーズをふまえた保育所運営の充実を図ります。
- ●これからの社会的な要請に即した保 育内容の充実を図るために、推進体 制の強化や障がい児保育の拡充など に努めます。

②子どもが安心して遊べる場の創出

- ●子どもたちが安全に自然を楽しみ遊べる環境を創出します。
- ●児童館や子育て支援センターの充実 を図ります。
- ●子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園等の充実を図ります。



吉の浦保育所



元気に遊ぶ子ども達

③子育てにおけるバックアップ体制の強化

- ●育児に対する不安の解消を目指し、育児支援 教室や子育てグループの育成支援を行います。
- ●障がいを持つ子どもと、その家族との係わり や関係機関との連携を図り、就学の支援など を行います。
- ●母子父子世帯への訪問を行い、生活実態を把握するとともに、民生委員児童委員との連携を強化しながら、日常的な悩みなどの聞き取りを行います。
- ●母子父子世帯の生活実態に基づき、経済的自立のための生活相談・指導や就職指導の強化、 諸制度の活用促進に努めます。



育児支援教室(ベビーマッサージ)

④児童相談・援助制度の活用促進

- ●家庭環境に恵まれない児童のために、生活相談・指導や支援策を拡充しつつ、 要保護児童対策として養護施設への受入れ体制の強化や斡旋等に取り組みます。
- ●児童を養育している家庭の経済的支援を図るために、子ども手当制度や福祉資金制度など諸制度の活用促進に努めます。

基本施策③:保健事業の拡充

【現状と課題】

近年では、高齢化・長寿化の進展とともに、保健医療需要の増大が見込まれており、疾病の未然防止を重点施策とし、村民の体力向上や健康の保持増進に向けた支援策を強化拡充することが必要です。しかし、本村の実施する各種健診における受診対象者は増加する一方、子宮がん検診を除く、他の健診の受診率は、低下傾向にあり、個別通知や電話勧奨を実施することにより、健康診断、各種予防接種などの受診率の向上を図ることが必要となっています。また、村民に対する保健医療サービスの向上を図るとともに、日常的な健康づくり活動の拠点整備を検討する必要があります。

さらに、村民の自主的な健康管理を推進するため、平成 9 年度から、高齢者を対象としたふれあい事業*1(地域福祉保健推進事業)を実施しており、開催地域、参加者数ともに増加しています。今後は、ふれあい事業を実施していない地域においても、介護予防事業等を用いて高齢者やボランティア等が集まり、健康づくり活動の拠点を生み出していくことが必要です。

また、ヘルスアップ教室*2等を活用した健康づくりイベントも継続的に開催しており、村民に対する健康づくりや疾病などに関する知識の普及に繋がっています。 村民一人ひとりが自らの健康管理や保持・増進が図れるように、指導や相談業務の拡充による啓発活動を展開する必要があります。

- ※1【ふれあい事業】80歳以上を対象に地域で安心して心豊かに生活できるように、地域のボランテイア協力のもと月1回公民館に集まって行っている。主な活動は、レクレーション、ゆんたく会、講話、ピクニックなど。平成24年現在当間地区をはじめ10地区で活動している。
- ※2【ヘルスアップ教室】特定検診結果から生活習慣病の改善が必要とされた人を対象に、体力測定、講話、運動実技、 調理実習等を取り入れた健康教室。週1の3ヶ月間計12回で行い、毎回血圧、体重、腹囲測定と健康管理を行う。

【実施施策】

①疾病の未然防止に向けた取り組みの推進

- ●保健医療施策の推進にあたっては、 疾病の未然防止を基本とし、村民総 合健康診断、各種予防接種、母子保 健などの拡充を図ります。
- ●村民の自主的な参加促進による健診率を高め、疾病の予防、早期発見、 早期治療に努めます。
- ●がん検診の受診者増加を図るため、 啓発活動を実施します。
- ●健診未受診者への周知活動として、 未受診者に対する電話勧奨の継続や 健康生活推進員による未受診者調査 を実施します。
- ●健診に対するアンケート調査を実施 し、受診率向上に向けた課題の把握 と具体的対応を実施します。
- ●ヘルスアップ教室の参加者増加に向けた取り組みを推進します。
- ●ふれあい事業のない地域でも、健康 づくり活動を実施する拠点を創出し ます。



ふれあい事業



ヘルスアップ教室

②村民の自主的な健康管理の推進

- ●村民一人ひとりが自らの健康管理が図れるように、住民健康診断に基づいた健康教育や健康相談を強化します。
- ●健康増進をテーマとした様々なイベントの開催などによって、健康づくりへの 啓発普及を図ります。
- ●体力健康保持に寄与するスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- ●関係機関との連携を強化し、健康生活推進員の活動支援を図り、村ぐるみの健康づくり運動の活性化に努めます。
- ●村民に対して日常的にきめ細かな保健医療サービスを提供するために、健康づくり活動拠点の整備を検討します。

基本施策4:高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本村における高齢者人口は年々増加しており、このような状況の中で核家族化が進み、家族のコミュニケーションや扶養意識の変化など、高齢者を取り巻く社会環境の厳しさが増しています。本村においても、平成 12 年 3 月に中城村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、それに基づき、体系的な施策の展開を図っていく中で、寝たきり、一人暮らし老人の在宅対策、健康づくり対策、生きがいづくり対策などの施策を推進しています。

在宅対策では、外出支援として介護事業所の利用促進、移動支援サービスを実施していますが、近年では、老人ホームをはじめとする福祉施設の整備を求める 声も上がっており、検討が必要となっています。また、緊急通報システム、福祉 電話の事業要綱の見直しやボランティアの適正配置が課題となっています。

健康づくり対策では、介護予防事業実施のための健康診断を共同実施、社会福祉協議会と連携した心配ごと相談の実施、ふれあい事業における健康相談等の等に努めてきました。今後とも健康な老後生活のうえで、疾病の未然防止や早期発見をはじめとした健康づくり施策の拡充に努めるとともに、生活習慣の改建康増進に対する村民の意識向上を図る必要があります。また、栄養士と連携し、配食サービスの運用効率化を目的とした制度の見直しが課題となっています。高齢者の生きがいづくり対策では、これまで老人クラブ活動が重要な役割を果たし、スポーツ・レクリエーションや健康づくり活動、ボランティア活動などまし、スポーツ・レクリエーションや健康では、ボランティア活動などまた。したる活発な組織活動が展開されてきました。しかし、元気な高齢者にわたる活発な組織活動が展開されてきました。しかし、元気な高齢者が関立のある現在、高齢者同士の交流だけでなく、若い世代をはじめとするので流や学習機会の創出が求められています。また、地域包括支援センターの支援体制整備、老人クラブ連合会の実施する介護予防事業への支援を図る必要があ

【実施施策】

ります。

①高齢者福祉環境の整備

- ●高齢者の健康づくりや生きがいづくり事業を充実し、認知症サポーター*1育 成等の介護予防の普及啓発に努めます。
- ●在宅介護の負担軽減を図るため、在宅高齢者や家族への在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ●地域の介護予防保健の拠点づくりを推進します。
- ●地域密着型(小規模圏域)サービスの充実を図るとともに、地域包括ケア体制 を推進します。
- ●老人福祉センターの老朽化に対する対応を図ります。

②高齢者の生きがいづくり支援の推進

- ●若い世代との交流の中で生きがいを見出してもらうために、高齢者の交流の場と機会を設けます。
- ●老人クラブ活動の支援と育成を推進します。
- ●敬老会事業、敬老祝金支給事業について、継続的に実施します。
- ●老人福祉計画の整備を実施します。
- ●老人クラブ連合会が実施する事業への支援を実施します。

^{※1【}**認知症サポーター**】自治体が実施している認知症サポーター養成講座を受講することで認知症について十分に理解 し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

基本施策⑤:障がい児・者福祉の充実

【現状と課題】

めまぐるしく移り変わる地域社会の中にあって、障がい児・者数は、年々増加傾向にあるうえ、障がいの内容も様々で、福祉の需要も多様化しています。そこで、国の障害者計画に基づき、村としての方向性を明確にするとともに、平成 20 年度には地域包括ケア推進協議会を設置し、高齢者部門、障害部門の両側面からの検討体制の整備、社会福祉協議会との連携強化などに努めてきました。また、地域包括センター*1との連携により、介護事業の実施を進めています。

しかし、障がい要因、疾病要因の分析が不足しているため、研究体制を強化し、 さらに予防対策の充実化を図ることのできる体制の構築とともに、福祉施設と連 携による地域との交流や情報共有を実施し、障がいに対する知識普及・意識啓発 を図ることが必要です。

また、障がい児への支援体制として、教育機関との連携を図り、一般小中学校への障がい児の受け入れ体制の検討や特別支援学校へ通学する児童生徒に対する支援が必要です。

【実施施策】

- ①障がい児・者支援体制の整備充実
 - ●障がいの種別に関する知識の普及を図り、早期支援に努めます。
 - ●支援が充実する体制整備を図ります。

②障がい児・者へ対する村民の意識高揚

- ●障がい児・者に対する村民の意識高揚を図るために、関係機関等と地域との情報共有、交流を推進します。
- ●既存の支援団体の活動について、周知を図ります。

③障がい児・者が安心して過ごせる環境の創出

- ●障がい児・者の社会活動への参加と自立更生を図るため、介護活動、相談事業、 療育訓練・指導などの援助施策を推進します。
- ●村内の障がい福祉事業所を支援し、雇用機会の創出や機能回復訓練の充実を図 り、障がい者の生きがいづくりの創出に努めます。
- ●自立更生や経済的な援助を図るために、障害年金や手当支給制度など諸制度の 周知と活用に努めます。
- ●特別支援学校への通学に対しての支援を検討します。
- ●子どものデイサービス、一般小中学校への障がい児の受け入れについて、今後 関係機関と協議の上進めていきます。
- ●施設と地域が交流するためのコーディネーターの配置を検討します。

^{※1【}地域包括センター】2005年の介護保険法改正で制定された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置される。

基本施策⑥:地域福祉の充実

【現状と課題】

近年、本村では村外からの転入が増加し、村民の集落コミュニティへの意識変化とともに、住民同士のコミュニケーションも薄れてきているようにみられます。 村民の福祉に対する意識高揚、取り組み状況などの周知を図り、安心して暮らせる地域福祉の風土づくりに努める必要があります。

また、高齢者人口の着実な増大、出生数の増加等を背景として、村民の多様な福祉ニーズが高まっています。そのため、地域の民生委員との連携を図り、要援護者支援、地域防災、地域が自主的に取り組む自治活動等の推進を図るとともに、福祉施設や活動拠点の計画的な整備を検討する必要があります。

現在、地域福祉の推進母体として社会福祉協議会が重要な役割を担っており、 多面にわたる施策が展開されています。今後も、社会福祉協議会や福祉団体に対 する支援強化が必要です。

【実施施策】

- ①地域福祉に対する村民の意識高揚
 - ●村民の福祉に対する意識高揚を図るため、地域福祉の取り組み状況などの周知を図っていきます。

②地域福祉の推進体制の強化

- ●ボランティア育成を推進するために、社会福祉協議会への支援を実施し、きめ細かな福祉活動の展開を促進します。
- ●社会福祉協議会などの関連機関と連携を密にし、村民の協力のもとに連帯意識 や相互扶助精神で支え合う地域福祉の体制確立を推進します。
- ●災害時等における要援護者の基準を設定し、実情に応じた対応を図っていきます。
- ●民生委員を中心に、要援護者の状況把握等ができる体制を強化し、各世帯の個別訪問等を実施します。
- ●低所得者層について、地域支え合い事業を浸透させ、地域ぐるみの活動を創出します。

③関係機関との連携による支援体制の強化

- ●高齢者や障がい者が安心して地域社会に参加できるように、生活環境施設や公 共施設の改善を図ります。
- ●各福祉団体やボランティア活動の拠点として、既存施設の整備拡充による有効 利用の促進を図ります。
- ●今後の福祉需要の動向に対応した新たな施設の整備を検討します。

基本施策?:国民健康保険の充実

【現状と課題】

国民健康保険制度は、医療費保障の骨格的な役割を果たし、保健医療の向上や福祉増進に貢献しています。国民健康保険の加入状況は、世帯数、被保険者数とも増加しています。本村では、平成19年度から医療費の適正化を行い、国民健康保険の収納率は概ね93%以上を確保できていますが、今後とも収納対策の強化が必要です。今後とも円滑な国保事業の運営を確保するために、村民に対する制度の周知徹底を図りつつ、保健対策の強化拡充による村民の健康づくり意識を高揚させ、疾病の未然防止、早期発見・治療による保険給付費の軽減に努める必要があります。

そのため、人間ドックの対象年齢の拡大、肥満や生活習慣病の予防を目的としたヘルスアップ教室の充実等により、予防事業・健康増進活動の強化に努めるとともに、ジェネリック医薬品*1の使用促進により、医療費の適正化を図ることが必要です。

【実施施策】

①財源の安定と制度の適正化

- ●各種広報活動を通じて国保制度に関する啓発活動を実施します。
- ●将来にわたって国保事業の健全な運営を確保するために、財源の安定化に努めます。
- ●事業運営の実情に見合った保険料(税)の適正化とともに、徴収員活動の拡充 によって収納率の向上に努めます。
- ●退職被保険者の把握と退職者医療制度への加入を促進します。

②医療費抑制の推進

- ●医療費給付の適正化のためレセプト点検※2や保健事業の強化に努めます。
- ●患者負担の軽減や医療保険財政の健全化のため、ジェネリック医薬品の普及、 使用促進を図ります。
- ●同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診者等に対し、保健師、看護師 等による療養方法等の改善等、必要な保健指導を行い医療費の抑制に努めます。
- ●健康増進活動を強化し、医療費抑制に努めます。

^{※1【}ジェネリック医薬品】ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、これまで使われてきた薬(先発医薬品)の特許が切れ、それと同等の品質で製造販売され、先発医薬品と比べ安価に提供できる薬。

^{※2【}レセプト点検】診療費のなかで、保険者への請求を行うための書類を診療報酬明細書(レセプト)という。このレセプトの確認作業をレセプト点検といい、資格及び内容を点検し、適正な医療費の請求が行われているか医療事務専門員がチェックを行う。

基本施策8:国民年金の充実

【現状と課題】

本村における国民年金の加入状況及び受給状況等の推移を比較してみると、平成 18 年度の 4,997 人の加入者に対し、平成 22 年度は 5,104 人で、107 人の被保険者増となっています。また、拠出年金・老齢福祉年金などの受給状況の推移は、平成 18 年度の総受給者数 2,702 人で総支給額が 17 億 6 千万円に対し、平成 22 年度は 3,095 人で 20 億 6 千万円となっており、受給者数、受給総額とも着実に増大し、村民福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、保険料の収納状況は優良納付者だった被保険者が、60歳到達に伴い、若年層による保険料末納者の増大で検認率*1は年々低下している状況であり、このような状態が続けば将来多くの無年金者の発生が予想されるため、広報・周知活動等の早急な対策を講じる必要があります。

【実施施策】

①制度の周知と適正化

- ●若年層を中心に未適用者の実態調査を実施し、それに基づいた加入促進を図ります。
- ●広報活動や年金相談の充実強化に努め、満期受給のみではなく、障害年金、免除申請に関する意義についても広く周知を図ります。
- ●年金受給権の確保を理念とし、関係機関との連携を図りつつ、村民皆年金の確立を目指します。

(3)成果目標

指標の名称	現況値 (平成 22 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 33 年度)
乳児一般健診受診率	79.0%	84.2%	88.0%
1歳6か月健診受診率	92.7%	93.0%	93.5%
3 歳児健診受診率	83.8%	85.0%	86.0%
乳幼児(フォロー)健診受診率	56.5%	58.0%	60.0%
胃がん検診受診率	10.7%	11.8%	13.0%
肺がん検診受診率	26.7%	29.4%	32.3%
大腸がん検診受診率	16.5%	18.2%	20.0%
子宮がん検診受診率	23.3%	25.6%	28.2%
乳がん検診受診率	15.8%	17.4%	19.1%
結核検診受診率	26.7%	29.4%	32.3%
認可保育園設置数(公立含む)	2 箇所	4 箇所	6 箇所
特定健診受診率	33.3%	65.0%	65.0%
ふれあい事業実施箇所数	10 箇所	12 箇所	14 箇所
認知症サポーター養成数	203 人	500人	800人
国民健康保険徴収率	95.1%	95.5%	96.0%